

時間帯区分		午前 9 時から 午前12時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後10時まで
A	平日	8,800	10,560	12,320	17,600	21,120	28,160
	土・日・休日	10,560	14,080	15,840	21,120	26,400	33,440
B	平日	17,600	21,120	24,640	35,200	42,240	56,320
	土・日・休日	21,120	28,160	31,680	42,240	52,800	66,770
C ①	平日	26,400	31,680	36,960	52,800	63,360	84,480
	土・日・休日	31,680	42,240	47,520	63,360	79,200	100,210
C ②	平日	39,600	47,520	55,440	79,200	95,040	126,720
	土・日・休日	47,520	63,360	71,280	95,040	118,800	150,310
C ③	平日	52,800	63,360	73,920	105,600	126,720	168,960
	土・日・休日	63,360	84,480	95,040	126,720	158,400	200,420

備考

- 1 A は営利目的以外で、入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないで利用する場合
又は1,000円以下の入場料等を徴収して利用する場合
- 2 B は営利目的以外で、1,000円を超える入場料等を徴収して利用する場合
- 3 C は営利目的で利用する場合で、入場料等の金額により次の割合を乗じて得た額を利用料金とする。
 - ① 入場料等が1,000円以下のとき 1.0
 - ② 入場料等が1,000円を超え3,000円以下のとき 1.5
 - ③ 入場料等が3,000円を超えるとき 2.0
- 4 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 5 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 6 舞台技術者を要する利用を行う日以外の日において、練習又は準備等を行う場合の利用料金は当該利用料金の4割とする。
- 7 利用料金は、利用時間のいかんにかかわらず、当該時間帯に掲げる額とし、当該時間帯を超えて繰り上げ、又は延長して利用する場合の利用料金は、その超える時間が1時間以内のとき3割、2時間以内のとき6割、2時間を超えるとき10割を、超えた時間帯の利用料金に乗じて得た金額を追加徴収する。
- 8 利用者が特別の設備を行い、又は備え付けの器具以外の器具を利用するときは、電気・水道料等の実費を徴収する。
- 9 冷暖房装置を利用する場合は、1時間につき5,090円を加算する。
- 10 次の各号のいずれかに該当する場合は、入場料等を徴収しないで利用する場合であっても、入場料等を徴収するものとみなす。
 - (1)会費を徴収するとき。
 - (2)会員制度により会員を招待するとき。
- 11 利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。